

# 經濟論叢

第八十六卷 第二號

---

労働市場論なき賃金論……………岸 本 英 太 郎 1

ブルック・ファーム……………穂 積 文 雄 19

イギリス革命における農業・

土地問題分析の視角……………尾 崎 芳 治 47

社会科学のひとつの立場……………出 口 勇 藏 61

## 《記 事》

昭和三十年度京都大学経済学会大会における公開講演

および研究報告の要旨…………… 74

---

昭和三十五年八月

京 都 大 学 經 済 學 會

# イギリス革命における農業・土地問題分析の視角

イギリス革命と農業・土地問題——地主的改革と「三分制」(一)

尾崎芳治

〔一〕 およそブルジョア革命が、近代ブルジョア社会形成の歴史的画期をなす政治変革であるとするならば、領主的土地所有(領有)と農民的土地保有(保有)とを基軸として編成されている封建的土地所有諸関係を、とにもかくにも揚棄すること——封建的土地所有をブルジョア的に変革するための、あるいはそれに適合的な、法的所有諸関係をつくりだすことは、革命の基本的な課題の一つであり、この課題解決の具体的なあり方は、それ自体、一国のブルジョア的農業・土地制度の発展に特徴的な性格を刻印することになる。

イギリス農業近代化の出発点が、農奴制の解体——一五世紀における貨幣地代の国民的規模での成立を画期とし、他方近代イギリスの農業・土地制度が、利潤の一分肢たる資本制地代を取取る近代地主(近代的土地所有)と資本家的借地農業者(資

本)および農業プロレタリア(賃労働)から構成されるいわゆる「三分制」the tripartite systemであることは周知のことである。「三分制」こそイギリス農業近代化の到達点である。この体制が構造的に確立されるのは、産業革命と重なって進行する「第二次農業革命」をへてのち、一九世紀前半のことであり、イギリス革命はあたかもこの二つの画期の中間に位置し、一七世紀なかばに闘われたブルジョア的政治変革である。

イギリス革命は、このすでに一五世紀に農奴制の解体——貨幣地代の成立に条件づけられた封建的土地所有諸関係を、一七世紀の現実のなかで、法的に政治的に揚棄するという課題(農業・土地問題)を、具体的にどのような課題として与えられ、それをどんな仕方、どのような結末をもたずして解決したのか。それによってあの近代イギリスの農業・土地制度——「三分

制」の確立をどのように条件づけたのか。本稿以下予定の一連の論稿の課題は、一般的にはこれである。もとよりこの課題にこたえることは、すぐれて実証の問題である。だが、理論的に可能なかぎり、そのために必要な分析視角を方法的に設定しておかねばならない。本稿はさしあたりこれととり扱う。

〔二〕直ちに想起されるように、ここには大塚久雄氏によって提起され、多くの人々によって敷衍されてきた一つの通説が与えられている。要約的にいえばこうである――

a イギリスでは、農奴制の解体、貨幣地代の全国民的規模での成立とともに、本来の領主的諸権利は消滅し、封建的土地所有はいちじるしく衰退して、自由な独立自営農民層（ヨーマンリ）の一般的形成が着実に進行した――土地改革と農民解放の自主的な進展。さらにそれを母胎とする近代的分解のなかから資本制借地農が生み出され、土地所有はこれと適合的關係（資本制借地關係）にたつ近代の土地所有へと転化されはじめた。この土地改革と農民解放は、イギリス革命において完結する。

b イギリス革命の反封建闘争は、この経済過程に照応して、独立自営農民層を基軸とし、この母胎と分ちがたくからみ合っている資本制借地農、それと利害を共にする近代地主、とりわけ独立自営農民層の完全な嚮導のもとで闘われた。すなわちクロムウェル―独立派の勝利。プロテクトレイトの成立。

c イギリス革命が解決すべき農業・土地問題は、この自主的農民解放とそれを基軸としてすでに進行してきた近代的分解の方向に事後の承認を与えることであった。自由な独立自営農民層の典型的成立をみるほどに、略率的なまでに順調に解体した封建的土地所有、前者の分解に応じて近代の土地所有に転化しつつあるこの土地所有の廃棄も分配も、問題たりえない。

d この自主的で徹底的な農民的土地改革―農民解放を経過し、革命を画期として近代的分解の進展は決定的となり、「第二次農業革命」をへてヨーマンの消滅と「三分制」の確立にいたる。<sup>1)</sup>

(1) 大塚久雄『近代欧州経済史序説』(上)とくに三七五―三八三ページ、同『近代資本主義の起点』とくに「経済再建期における経済史の問題」および「補論」、高橋幸八郎『封建社会における基本矛盾について』―歴史学研究会編『世界史の基本法則』所収、同『市民革命の構造』一〇七―一三三ページ、竹内啓敏『ビュリタン革命の農業―土地問題』―山田盛太郎編『変革期の地代範疇』所収二〇―二二ページ等をみよ。なお大塚氏の近説においては、封建制の解体過程において、いわゆる寄生地主制を経過的に介在させられているかのようであるが、ここでの基本論点にかんしては修正されてはいない。さし当り大塚久雄『欧州経済史』一七七ページ参照。

〔三〕 さてこの見解は、研究のこんにちの段階ではなお、十分実証されたものとしてではなく、すぐれて理論的措置として、その正しさを承認されてきたものである。その基本的な理論的骨格はなにか。直ちに明らかたように、ここに前提されているのは、農業近代化の典型的なプロセスとして、封建的土地所有の解体から自由な独立自営農民層の一般的形成、これを近代化の起点としてその分解から、近代資本主義に典型的な農業・土地制度——「三分制」の成立を導きだす厳密に理論的な規定である。周知のとおり、この典拠は、主としてイギリスをもって例証しながら展開された、『資本論』における理論的諸規定のなかに与えられている。

われわれの対象に直接的な『資本論』第三部四七章「資本制地代の発生史」をとろう。マルクスはそこで、封建地代から資本制地代への「地代展開系列」を論じて、封建地代の最終形態としての貨幣地代のあとに、資本制地代にいたる過渡的地代形態を置いて、そこに「農民的分割地所有」を位置づけ、「イギリスのコーマンリー」をもって例示している。これをおき直せばこうである。貨幣地代↓分割地所有の人格的表現としての自由な独立自営農民層（コーマンリー）の形成↓そこから資本制借地農の形成と近代的土地所有（資本制地代は近代的土地所有の経済的実現形態である）の成立。まさにさきの見解のえがく「三分制」形成のプロセスが、そのましまちびきだされる。で

はこのプロセスは、なにによって決定されているか。それは、この発展順列が、『資本論』全体の論理展開の順序に厳密に照応しているということに示されている——

第一部第一篇における「商品と貨幣」が前提するのは、歴史的存在としては、単純商品生産——自ら生産手段を所有する直接生産者の商品生産である。社会的分業のもとにおかれた「農民的分割地所有」（自由な独立自営農民）は、いまいった単純商品生産の規定性を、もつとも純粋にそなえている。

だからそれは、「資本」の前提となる「商品」にもつとも適合した歴史的範疇であり、したがって近代化（資本形成）の起点である。資本の成立は、この「商品」（農民的分割地所有）——自由な独立自営農民）の「資本」（資本家的農業経営者）への転化でなければならない。そして第二篇以下において、この後者の「資本」（産業資本）が説明されてのちはじめて、第三部第六篇における「超過利潤の地代への転形」すなわち資本制地代（資本の平均利潤に從属した土地私有——近代的土地所有）が説明されよう。

つまりさきの第三部四七章の歴史発展の順列は、完成された資本主義経済の内部編成をなす経済的諸範疇の論理的展開の順序（「商品」——「資本」（賃労働）——「土地所有」）によって決定された、あるいはそれに照応した、発展順列である。さきの通説的方法的基礎はこれである。

- (1) マルクス『資本論』（長谷部訳）第三部一一二——四六ページ。

- (2) 「農民はこの（農民的分割地所有の——引用者）場合には、同時に彼の土地の自由な所有者である」。「土地所有はこの場合には人格的自立性の発展のための基礎をなす。それは、農業そのものの発展のためには、必要な一過点である」。
- マルクス前掲書第三部一一三、一一三六ページ。堀江英一『産業資本主義の構造理論』三七——三八ページ参照。

〔四〕だがまさに、問題はそこにある。なぜなら、『資本論』の対象が、この完成された資本主義の「経済的運動法則」にあり、またそこで表現された農業近代化の順列が、この対象を構成する経済的諸範疇の展開順序に照応して、理論的に純粹な姿態においてとらえられたものであるかぎり、そのことは、いまいった発展順列に、歴史理論として当然の抽象性を与えた——そこでは、封建的土地所有は資本主義的農業経営の発展にたいする単なる受動的要因としてのみ扱われ、領主的土地所有と農民的土地保有との積極的な矛盾・対抗関係という側面は捨象された——からである。第三部四七章においても、そこでの「地代展開系列」の全体は、農民的土地保有の前進の過程、「農民的分割地所有」において純粹に表現されている単純商品生産の規定性が、土地保有の強化に依りて次第に完成されてゆく過程

として叙述され、領主的土地所有は、受動的に後退してゆくものとしてしか、把握されていない。そこでは、土地所有が土地保有の強化に対抗する側面を両者の矛盾関係において導入した封建制から資本制への農業の移行のより具体的な過程が論じられているのではない。「第四節、貨幣地代」以後に限定して、この封建的土地所有のごく抽象化された扱いがそこにどう反映しているかを、後論のためにいまま少し詳言すればこうである——

マルクスによれば貨幣地代の全面的成立は、商品生産と価値法則の貫徹、したがってこの段階での土地保有が、領主的土地所有のもとに包摂されつつも、とにかくにも単純商品生産としての規定性をもつことを前提する。<sup>4)</sup> そのかぎりでは、この土地保有は、近代化の事実上の起点であり、それが強化されるにつれて、そこからすでに資本制借地農が形成されはじめる。<sup>5)</sup> 重要なのは、ここでは、この土地保有が、なお領主的土地所有に包摂されているという側面よりも、いまいった「農民的分割地所有」と同じ規定性をもつ側面においてよりつよくとらえられていることである。土地保有の「農民的分割地所有」への接近の過程に視点を置き、領主的土地所有を単に受動的なものとして扱った四七章全体の視角からすれば、これは当然である。だが封建的土地所有を積極的に考慮すれば、この土地保有と「農民的分割地所有」（マルクスの例示したヨーマンリー）とは、質的にことなつた存在である。前

者は領主的土地所有権を排除（買いと、その他）しないかぎり、後者に転化しないのであって、それ自体としては、依然封建的土地保有であるが、後者は、文字通り自由な農民的土地所有である。これが第一。さらにこの「第四節貨幣地代」では、さきにふれたとおり、すでに「地代支払い義務を負う」農民から（したがって「農民的分割地所有」を経過せずして）資本制借地農の漸次的形成が開始され、領主的土地所有がそれに従属して近代的土地所有に転化しはじめることが指摘されている。だが、この土地所有近代化の過程において、領主的土地所有が農民的土地保有の強化（したがってまたその「農民的分割地所有」への転化）に対抗して、能動的にとる側面は、両者が矛盾対抗する側面を捨象して、並列的にふれられているにすぎない。これが第二。しかもこの「農民的土地保有↓資本」→「領主的土地所有↓近代的土地所有」という、現実可能な発展順列も、さきの『資本論』全体の論理構造に規定された（「農民的分割地所有」を経過する）発展順列と同じ規定性をもつ側面において、またそのかぎりで理論的に同じものとしてとらえられているのである。これが第三。あとの二つのこともまた封建的土地所有を単に受動的要因として扱うかぎり当然である（封建的土地所有を積極的に考慮すればこれがどう再規定されるかは後述）。

総じて『資本論』では、近代化のコースは、「貨幣地代」↓「農

イギリス革命における農業・土地問題分析の視角

民的分割地所有」↓「資本」「賃労働」↓「近代的土地所有」という「一つの道」においてとらえられているのである。封建的土地所有を領主的土地所有と農民的土地保有との積極的矛盾対抗関係というその全体としては捨象し、完成された資本主義の内部編成をなす論理展開の順序から、発展順列を理論的に規定するかぎりこれ以外にありえない。<sup>10)</sup>

(1) マルクス『資本論』（長谷部訳）第一部七三ページ。

(2) 堀江英一前掲書一〇六、一八五ページ参照。

(3) この四七章が「資本制地代の発生史」であり、「資本」

が「商品」を前提し、後者に文字通り適合的な歴史的範疇が「農民的分割地所有」であるかぎり、これは当然である。

なお、堀江英一前掲書一三五—一四七ページ参照。

(4) マルクス前掲書第三部一一二三ページ。

(5) マルクス同上第三部一一二五ページ。

(6) この種のとり扱いは、『資本論』第一部二四章にもっと直接的なかたちでみられる。第二節冒頭の著名な一句——「イギリスでは農奴制が一四世紀の終頃にはすでに事実上消滅していた。人口の大多数は、当時には、また一五世紀にはさらにいっそう、自由で自営の農民……から成立っていた」——のいう「自由で自営の農民とは、文脈の示すところ、農奴制の解体・貨幣地代段階における封建的自営農が、（さきの第三部四七章第四節の示唆する）「農民的分割地

所有」と同じ規定性をもつ（商品生産のもとにあり、かつ労働力と生産手段が直接的に結合している）側面においてとらえられ、その「封建的看板」（それがなお領主的土地所有に包摂されている側面）が描象されているのである。

マルクス同上第一部一〇九六ページ。堀江英一前掲書八四ページ参照。

- (7) もちろんマルクスがこの区別をしていないというのではない。かれは一方を「土地占有者」、他方を「自分の耕作地の完全所有権をもつ独立農民」と呼んでいる（マルクス前掲書第三部一一二五ページ）。たださきの前提から当然視点は、区別によりも同一性におかれているのである。

- (8) マルクス同上第三部一一二五——一二九ページ参照。

- (9) 土地所有が近代化においてとる能動的側面は、この第三部四七章において部分的に、また第一部二四章第二節において、とり扱われている。だがいづれについても、いまいった農民的土地保有の農民的土地所有への転化の方向との矛盾関係の描象、並列的扱い、ということとは妥当する。

- (10) この発展順列は純粹に経済学的な規定である。それゆえにこそそれは近代化の原基的なコースを表現している。歴史上みられるさまざまな近代化のコースは、このコースとのへだたりに比例して特異であるということができる。

この「資本論」のもつ当然の抽象性が同時に、それを直ちに

（そのかぎりでは卓絶した理論的整合性をもって）イギリスの現実の歴史発展に指定したさきの通説の限界になっている、とわたしは考える。具体的にいえばこうである——

ここでは、第一に、農奴制の解体—貨幣地代の成立から自由な独立自営農民層（ヨーマンリー。但しここでは、土地所有農「フリーホルダー」ばかりでなく、保有農「コピーホルダー」その他）からも構成される広義のヨーマンリーであることに注意）の一般的形成が指定され、したがって貨幣地代段階における土地保有が、「農民的分割地所有」と同一規定性において一括把握され、それが現実指定されている。第二に、近代的土地所有の成立が、土地所有がうえの意味での「自由な独立自営農民層」の形成に応じて後退してゆき、その分解から生れた「資本」に従属してゆく側面でのみとらえられている。第三に、これに照応して、イギリス革命において、この土地保有農をふくむ「独立自営農民層」（およびその分解の所産でありかつなお母胎と未分離な資本制地農）と近代的土地所有者に転化しつつある旧来の土地所有者とが、全く矛盾関係ないものとして一つの政治主体に一括され、この主体にとって（とりわけその中核たる「農民」の見地からしても）封建的土地所有揚棄の積極的課題はすでに存在せず、ただ既成の「農民解放」の確認だけが課題となり、それが成就されたものと規定されている。第四に、このような手続きに

よって、「農民的分割地所有」の一般的成立を経過するさきの発展順列が、そのままイギリスの現実として指定されているのである。

しかし、ここで適用された理論そのものが、そのまま現実指定されるときには、近代化の進展過程を規定している封建的土地所有の規定性、したがってまたそれに由来する諸矛盾関係の過少評価に導く不可避性を、それ自体内包していたものであることは、すでにみたとおりである。このような当然の抽象性をもつ理論——分析視角によって、封建の生産様式（貨幣地代段階）から出発する当該農業近代化、したがってまたイギリス革命における農業・土地問題解決の、歴史的 성격——ここでは、農民的で徹底的な土地改革——農民解放を経過したと評価されている——を問うことができるだろうか。いうまでもなくできない。

(1) 大塚久雄『近代資本主義の起点』一七三——一七四ページ参照。

(2) 大塚氏が農業・土地問題ではなく、むしろ独占問題に、イギリス革命における封建制と資本制との二つの生産様式の衝突を指定されたことはよく知られているとおりである。その理論的根拠の一半は、いまいった農業近代化の発展順列の理解・適用にある。

〔五〕 農業近代化の歴史的 성격（農業の資本主義的進化的類型）を把握するためには、封建的土地所有を商品——資本主義的農

業経営の発展にたいする単なる受動的要因としてではなく積極的要因として導入して、さきのマルクスの理論を具体化する必要が生じてくる。<sup>1)</sup>

いうまでもなく、農業近代化は、封建的土地所有形態のブルジョアの変革を不可避的に内包している。だがここで、農業・土地制度のブルジョア化（資本による封建制の「消滅」——資本主義的農業経営に適合的な土地所有の創出）一般が問題ではなくて、この過程を封建社会を構成してきた基本的階級——領主と農民の対立において、封建社会の基本的経済構造——領主的土地所有と農民的土地保有との二者闘争的關係において、規定することである。<sup>2)</sup> 一般的にいえば、ここに与えられるのは、理論的にも歴史的にも、周知のことである——

この土地所有創出の過程は、旧来の封建地主によって、地主に有利に地主的土地所有を維持し、ブルジョア的に改造し、封建的土地所有諸関係を「上から」解消することによって行われるか、農民によって農民に有利に、地主的土地所有を廃止し、封建的土地所有諸関係を「下から」廃絶することによって行われるか以外にありえない。前者は地主的土地改革であり、後者は農民的土地革命である。農業のブルジョアの進化は、このいずれの土地変革を経過することによって成就されるかによって二つの型に類型づけられる。<sup>3)</sup> いうまでもなく、これは「農業近代化の二つの道」である。

(1) 堀江英「前掲書第六章参照」。

(2) 同上二三四、一八九ページ参照。

(3) 「二つの道」の規定については、レーニン『一九〇五—一九〇七年ロシア革命における社会民主党の農業綱領』—『レーニン全集』第一三巻所収、同『一九世紀末のロシアにおける農業問題』—『レーニン全集』第一五巻所収をみよ。また堀江英「前掲書第六章参照。なお後論のために二三敷衍しておく。わが国ではしばしば「二つの道」は、地主と農民のいずれが資本に転化するかの問題として解されている。『農業綱領』（前掲）第一章五「ブルジョアの農業進化の二つの型」における規定を、そこからだけだちに文字どおりに一般化すればそうである。だが、この規定は、同第二章五「中世的土地所有とブルジョア革命」における、世界史的にみられる土地変革のさまざまな方法と、関連づけて読まれねばならない（この関連については『農業問題』（前掲）一二二—一二三ページ参照）。そしてこのあとの土地変革の方法は、ロシア革命以前の世界史の史実のなかで総括的にいえば、結局は、地主的土地所有が、「粉砕されないで身をまっとうして」資本に適合した土地所有の形態にかわってゆくか、あるいは、地主的土地所有が「粉砕」されて、農民が完全に自由に「土地を保証」され、土地所有が「封建的大土地所有からブルジョアの

土地所有に転化」してゆくかの二つである。レーニンはこれを「二つの道」と関連づけているのである（『農業綱領』（前掲）二七三ページ、『農業問題』（前掲）一二三ページ参照）。「二つの道」の対立は、土地変革がこのいずれの仕方で行われるかの対立として闘われ、その結末のいかんが、農業近代化がいずれの道を通って成就されるかを決定する。この意味で、「二つの道」は、すぐれて、土地所有の問題である。これは、近代化が領主的土地所有と農民的土地保有の対抗を通じて進展するものであるかぎり、当然である。農民的土地保有は生産手段の事実上の所有であり、自立化の傾向をそれ自体として内包している。領主的土地所有は前者を封建農民たらしめ、その自立化の傾向を不断に抑圧（経済外強制）「鞭」によりうと「契約」によりうと）することによって存立する。この土地保有の自立化・強化の傾向は、近代化の見地からは、封建的隷農が単純商品生産者としての規定性を強化してゆく傾向であり、この規定性の制限が領主的土地所有にあるかぎり、それは当然、領主的土地所有が排除されるとき完成される（近代化の「起点」（「商品生産」の純粹解放、「資本」の展開条件の革命的創出——農民的土地革命）。他方、領主的土地所有の土地保有にたいする抑圧・対抗は、近代化と積極的に結びつくときには、当然この土地保有の強化——

領主的土地所有「排除」の方向を阻止し、自らの土地所有を確保しなければならず、近代化が不可避であるかぎり、その資本主義的農業経営に適合的なものへの改造もまた不可避である（地主的土地改革）。領主的土地所有の廃絶か、維持・改造か、この対立は、絶対にあいまいでない。このあたればあい、かならずしも地主が資本に転化（資本家的自己経営）することを要しないのは論をまたないであろう。確保された土地が資本家的借地農（その漸次的形成がすでに封建農民のもので可能であることはすでにみた）に貸し出されても、いまいった核心的事象にはなんらかわりないからである。これらの形態の相違はつぎのことにかかわる。総じて一国の一定時点への「二つの道」の理論の適用は、その前提——封建制と資本主義発展の具体的段階によって特殊に規定される、と。本稿以下一連の論稿は全体として一七世紀イギリスへのこの理論の適用を示すものとなるはずである。

〔六〕 さてイギリスにおいて、農業近代化の到達点が、近代的土地所有を支配的土地所有形態としてもつ農業の資本主義的組織——「三分制」であること、これについては異論はありえない。問題は、近代イギリスにおけるこの農業・土地制度の形成が、したがってまたその形成の歴史的画期をなすイギリス革命における農業・土地問題の解決が、いまいった「二つの道」の見地

からいかなる特殊性をもつか、この特殊性（類型的性格）を分析する基準はどこにあるか、を把握することにある。だがそのためには、まずもって、農業の資本主義的組織にたいする近代的土地所有の意義を正確にとらえておかねばならない。

近代的土地所有は、徹頭徹尾資本に従属した土地所有である。なかには、土地所有の問題は包含されていない。それが前提するのは、土地が個々の資本の私的経営によって占有されていること、つまり、土地の有限性から生じる経営対象としての土地の独占化だけである。<sup>1)</sup>とすれば、資本に従属した土地所有というこの内容は、土地所有がその形態のいかんにかかわらず（私的所有、あるいはだれの私的所有であろうと、非私有（国有、公有等々）であろうと）、資本による土地経営の独占と矛盾しない、ということだけである。土地所有権がだれに帰属するかによる土地所有形態の相違は、理論的にばかりか歴史的にも（現実には国有地・借地・自己所有地等々さまざまな形態の土地で、資本制農業経営の発生と発展がみられるという意味でも）そこでは問題とならない。<sup>2)</sup>このかぎりでは（またかたんなりのために以下土地私有だけを念頭におくとしても）、資本主義的農業に照応する土地所有の形態はさまざまでありうる。地主的土地所有、資本による土地所有、地主の資本主義的自己経営における土地所有等々。したがってこの見地からは、近代的土

地所有——「資本によって生み出された剰余価値の一部が〔資本家的借地経営者の手から〕引用者」土地所有者に帰属するかぎりでの土地所有<sup>1)</sup>は、近代的な地主的土地所有であり、資本に從属した土地私有の限定された一形態である。これが近代的土地所有の一つの側面である。

(1) このことが「資本論」における資本制地代の二形態の区別した扱いのなかに、原理的に与えられていることは、周知のとおりである。純粹な理論的考察において土地所有を抽象しうる点では、農業における資本も資本一般と同じである。ただ土地という自然的基礎に直接依存することから生ずる農業資本主義の独自性は「土地の有限性」から生じる。「土地の有限性は、土地の独占化を前提しているが、それは、経営の対象としての土地の独占化であって、所有権の対象としての土地の独占化ではない。」「すべての土地がこれらの経営者あるいは他の人々の私的所有になっているとか、あるいは一般に私的所有になっているという前提は、けっして包含されていない」。レーニン『農業問題と「マルクス批判家」——『レーニン全集』第五卷一一四ページ。

(2) レーニン同上一一八一—一九ページ参照。

(3) マルクス『資本論』（長谷部訳）第三部八六五ページ。

だが他方では、土地が現実には私有されておりかつ有限である

状態を前提すれば、資本は土地私有を前提として見出す。<sup>1)</sup>このことは、資本主義的農業生産が發展しているところでは、資本制借地関係（資本制地代）——近代的土地所有の發展がかならず見出される、というのと同じことである。なぜなら、「資本制的生産様式は……労働条件としての土地を土地所有および土地所有者から全く分離する」つまり機能資本と土地所有との分離を可能にするからである——

かりに土地が資本家によって私有されている（アメリカにおける資本家的農業経営主）か、土地所有者そのものが資本家である（ドイツにおけるユンカー）の状態から出発して考察しても同じである。「穀物の需要が増加して自己経営的所有者の手にあるよりも大きな範囲の土地種類Aの耕作が必要となれば、つまり、いやしくも耕作されるためにはその一部分が賃貸されねばならぬとすれば」いまや借地関係は展開される。もちろんこのばあい資本家による土地購入を妨げないとしても、だがそれはけっして必要ではない。そしてこれは借地関係形成の一つの契機をあげたにすぎない。事柄を純粹に予見すれば、だれに帰属しているかを問わず、土地私有があるかぎり、資本制生産が發展すればするほど、資本制借地関係は支配的なものとなる。<sup>5)</sup>「土地の資本制的耕作は、機能資本と土地所有との分離を前提するのと全く同様に、原則として土地所有者の自己経営を排除する」。<sup>6)</sup>

だから機能資本と土地所有との分離という資本制生産様式のも  
とで必然的なこの傾向が、まへの見地からは、資本主義的農業  
生産が、土地私有とあるいは土地所有の現実の多様な形態と無  
関係である、ということだったとすれば、ここではまたそれは、  
土地私有が存在するかぎり、資本にたいし自立的に分離した土  
地私有——近代的な地主的土地所有の形成が不可避である、と  
いうことを意味している。これもまた理論的にばかりか歴史的  
にも（多少とも資本主義発展のみられるところでは土地私有の  
あるかぎり、どこでも、借地、不動産抵当、非農業資本による  
土地購入等々がみられるという意味でも）そうである。このか  
ぎりでは、近代的土地所有は、近代的な土地私有一般の資本と  
の対応においてとる典型的な形態である。これが近代的土地所  
有のもう一つの側面である。

(1) マルクス『剰余価値学説史』（猪俣訳）第二巻第二部七  
五—七六ページ参照。

(2) マルクス同上参照。

(3) マルクス『資本論』（長谷部訳）第三部八六八ページ。

(4) マルクス同上—一〇五九—一〇六〇ページ。

(5) もとより現実のユンカー経営が、今世紀におけるその終  
末にいたるまで、前近代的話要素をまとい、近代的土地所  
有へ一般的展望を樂觀しうるものでなかったこと、また  
今日なおアメリカにおいて「農業経営主」の広汎な存在を

イギリス革命における農業・土地問題分析の視角

みだしうることを否定するものではない。これらの「現  
実」に接近するためには、このいずれをも、進化の過程の  
一姿態としてとらえ、なおかつ、そこになかば膠着させる  
別個の諸事情を考慮しなければならぬ。いうまでもなく  
これらの点は、ここでは視野の外にある。

(6) マルクス同上—一〇五九ページ

(7) レーニン『農業問題と「マルクス批判家」——「レーニン  
全集」第五巻一一五ページ参照。

この二つのことからいえることはこうである。近代土地  
所有は、資本に従属した土地私有の一形態であるが、その典型  
である。まへの意味では、近代土地所有は、「土地所有の権  
能すなわち自己の関与なしに創造されたこの価値のますます増  
大する部分を取得する権能」が資本から自立的に存在すること  
によって特徴づけられる。だがあとの意味でそれは、資本主義  
のもとにおかれた土地私有のどんな形態からも生み出されるも  
のである。だから、近代土地所有——「三分制」が成立した  
ことをもってしては、当該農業近代化の歴史的資格を語るこ  
とはできない。<sup>2)</sup>

(1) マルクス『資本論』（長谷部訳）第三部九〇〇ページ。

(2) 「二つの道」の闘争の結末は、資本主義的進化の類型を  
決定するにすぎないのであって、（農業の資本主義的進化  
一般を停滞的ならしめるような別個の事情をいさおいて問

わなないとすれば）それは資本主義の型を恒久的に決定するものではない。『資本論』にえがき出されたイギリス的姿態は、すべての資本主義的農業進化の到達点である。したがってまた近代イギリス農業の典型性ということから、その形成の過程が純粹に原基的なコース（前述）であつたと方法的に予定する必然性も保証も理論的にはなにもない。

〔七〕では、「二つの道」の見地は、この近代的土地所有の形成とどのようにかわるか。「二つの道」がすぐれて土地所有——土地変革の問題であることはすでにみた。そこで問題はつぎのように提出される。近代的土地所有の一般的形成が、そこでは、農業近代化の過程において、領主的土地所有と農民的土地所有との闘争を通じて行われる封建的土地所有形態の「清掃」（土地変革）からつくり出されたどのような土地私有から生じたか。必要な分析基準は、これを、当該農業近代化の前提となつた具体的な封建制の段階から、具体的に規定することによつて与えられることになる。このばあい近代的土地所有のさきに見た特徴が、その形成の歴史的な性格と結びついて重要な意味をもつ。

われわれの対象たるイギリスにおいて、近代化の前提となつた封建制は、貨幣地代段階における封建的土地所有諸關係である。ではそれはいかにして解消されるか。マルクスはこうかいてゐる——

「貨幣地代はいつそう発展すれば……土地を自由な農民所有に転化させるか、さもなければ、資本制の生産様式上の形態、資本制借地農業者が支払う地代、とならざるをえない」。

領主的土地所有と農民的土地保有との積極的な矛盾對抗關係を前提すれば、マルクスの並記した貨幣地代解消のこの二つの形態は、この段階の封建的土地所有形態を近代的に変革するための対立し闘争する二様式である。なぜなら前者にあつては、農民的土地保有は「農民的分割地所有」に転化し、領主的土地所有は廢棄されて、近代化の起点（單純商品生産）は完全かつ純粹に解放される。だが後者にあつては、土地保有の農民的土地所有への転化は阻止され、領主的土地所有は廢棄されずに近代化されるからである。

われわれは、ここまでくれば、さきの、近代的土地所有がいかなる土地私有から形成されたかの問題を、イギリスについてより具体的に提起することができる。そこでは、それは、攪亂的で經過的な付隨的諸形態を度外視すれば、うえの土地変革の二つの様式に照応して、つぎの二つのコースのいずれかによつて形成されたばかりでない。すなわち、貨幣地代が廢絶されて「農民的分割地所有」が一般的に成立し、この過渡的地代形態に媒介されて、そこからあらたに借地關係が展開されることによつて形成されたか、それとも貨幣地代が資本制地代におきかえられ、封建的借地關係が近代的借地關係にきりかえられる

ことによって形成されたか、のいずれかである。まえばあいは、土地所有の地代収取の自立的権能は、領主的土地所有権の廃止ともいって消滅しあらたに形成される。あとのばあにはそれは、領主的土地所有権（領有）の近代的土地私有権（物権）への転化の所産として現れる。そこでは貨幣地代収取の契約關係が、「旧来の農民の占有者をだんだんに収奪してその代りに資本制の借地農業者を置くために利用される」。すなわち近代化のための領主権の利用、その近代的私有権としての行使。

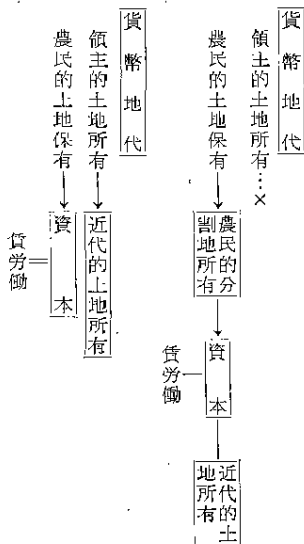
(1) マルクス『資本論』（長谷部訳）第三部一一二四—一一二五ページ。『資本論』でこれらが全体としてどう扱われているかはすでにみた。

(2) 念のために付言すれば、「農民的分割地所有」は、理論的に純粋なそれについていえば、それ自体は、過渡的地代形態——単純商品生産の範疇に属するものにすぎないのであって、ブルジョア的なものではない。土地革命が「農民的分割地所有」の創出によって、領主的土地所有を根絶したばあには、近代化の起点を純粋化し、資本關係の展開を容易にするにすぎない。「農民的分割地所有」は、他方では否定的側面をもつのであって（マルクス同上——一三七ページをみよ）、積極面が、このあとの側面を克服して全面的に展開されるかどうかについては、この段階ではまだ

なにもいうことはできない（ブルジョア革命以後のアメリカとフランスの対比）。

(3) マルクス同上——二五ページ。

だから、マルクスが歴史理論としての『資本論』のもつ当然の抽象性のワケ内で基本的には「二つの道」において規定した貨幣地代から「三分制」にいたる近代化のコースは、封建的土地所有を積極的要因として導入したここでは、二者対抗的な「二つの道」として再規定されることになる。いま、やや図式的に表現すればこうである——



前者は、完全な農民解放を経過する「三分制」形成の農民のコースであり、後者はその地主的コースである。イギリスの「三分制」——近代的地土地所有は、このいずれのかたちをとって形

成されたか。土地私有の一形態——「農民的分割地所有」の一般的形成を経過することによってか。他の一形態——近代私所有権に転化された旧来の地主的土地所有からか。「二つの道」の見地からイギリス農業・土地制度近代化の歴史的性格を問うことは、実にこの問題にこたえることにはかならない。ここに近代化の政治的に開かれた必要な一経過点としてのイギリス革命における農業・土地問題分析の視角が与えられている。イギリス革命は、領主的土地所有権と農民的土地保有権とのいづれを、近代的私有権として法認することによって、当該封建的土地所有諸関係を、法的に政治的に揚棄したのか。革命はこのいづれによって近代イギリス農業・土地制度（三分制）の確立を条件づけたのか。このことの実証的確認がわれわれの基本課題となる。いま一度さきの通説を念頭においていただきたい。われわれは、そこで依拠された理論の抽象性を確認し、そこから、対象にとってより具体化された理論の見地から、ちがった分析視角を提起した。理論的にいうるのはここまでである。これ以上は事実——さし当りの対象についていえば革命の実践が証明しているはずの事実の問題である（これを確認するために、稿をあらためてつぎの順序で検討をすすめることにする。イギリス革命では、封建的土地所有楊棄の課題、それをめぐる領主的土地所有と農民的土地保有の対抗関係は表現されていたか、あるいは表現されていなかったか。もし表現されていたとすれ

ば、具体的にはいかなる要求としてか。まず諸党派の綱領の検討を通じてこれらの諸点の確認(1)。この革命を首導し自らの綱領を貫徹させるにいたる階級——イギリス革命の主体とはなにか。それは通説のいう「独立自営農民」を基軸とする勢力であったか、それとも農民に対立する地主であったか(2)。この特定の階級になわれた農業・土地問題の解決は、具体的にはいかなるものであったか。それは、通説の描定した「独立自営農民層」の嚮導により行われた「自主的農民解放」の完結であったか、あるいはわれわれの設定した視角からする農民的農業・土地革命か地主的農業・土地改革かのいづれかであったか。そして最後に、それらの歴史的意義と性格の概括(3)。

(1) もちろん、近代化がいづれかの「道」によってすでに成就されつつているばあいには、革命が「事後的」課題しかもたないということがありうる。だが事後的にしろ革命が進化の歴史的性格(型)を反映するかぎりでは、革命における問題解決の性格は「二つの道」の視角なしに解明しえない。これが第一。さらに「事後的」という通説の仮定はその理論の抽象性(封建的土地所有の理論的過少評価)に由来するのであって、われわれの視角からはむしろ逆のことが、理論的によりありうべきこととして予想される。これが第二。